

入 札 説 明 書

この入札説明書は、岩手県が発注する委託業務契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下、「入札参加者」という）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名 農業大学校自家用電気工作物保安業務
- (2) 履行場所 胆沢郡金ヶ崎町六原蟹子沢 14 他
- (3) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日
- (4) 業務概要 敷地内（岩手県立花きセンター含む。）の自家用電気工作物の保安管理

2 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 公告日現在で、令和 7・8・9 年度庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿のうち「設備の保守管理（電気・通信設備）」において登録を受けていること。
また、競争入札参加資格確認の申請をする日から起算して過去 5 年間において、自家用電気工作物保安業務の実績を有し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (3) 公告日現在で、県南広域振興局管内に本社、支店又は営業所を有していること。
- (4) 岩手県県税条例（昭和 29 年岩手県条例 22 号）第 3 条に掲げる税目及び消費税に滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事等に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止の措置及び庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止の措置を受けていないこと。
- (8) 岩手県から措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置を受けている場合及び庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告に伴う非指名の措置を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から 1 月を経過していること。
また、入札書提出日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置及び庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。

3 入札参加資格申請書等の提出

- (1) この一般競争入札への参加を希望する者は、次の書類を令和 8 年 3 月 16 日（月）午後 5 時までに 10(2)の場所に 1 部を提出しなければならない。また、入札の前日までの間において、農業大学校長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
 - ア 競争入札参加資格確認申請書
 - イ 契約実績届出書（様式第 1）
- (2) (1)により提出された書類による入札参加資格の確認は、申請書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和 8 年 3 月 17 日（火）までにファクシミリにより通知するものとする。

4 入札の方法等

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者である

かを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

- (3) 入札は本人又は代理人によって行い、郵送、電報、電送その他の方法による入札は認めない。入札書には、氏名（法人にあつては商号又は名称）を記載すること。
- (4) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。
- (5) 入札執行回数は、3回を限度とするものとし、この限度内において落札者がいないときは、入札をうち切るものとする。

5 入札、開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年3月26日（木） 午後1時30分
- (2) 場所 岩手県立農業大学校 本館2階 会議室

6 入札書に関する事項

入札書は、次のことを表示し押印すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）
- (3) 入札金額
- (4) 件名
- (5) 入札書のあて名は、「岩手県立農業大学校長」とする。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者がした入札の場合
- (2) 入札書に所定の記名押印のない場合
- (3) 金額を訂正した入札書
- (4) 誤字脱字等により必要事項が確認できない場合
- (5) 入札件名の表示に重大な誤りがある場合
- (6) 同一入札の参加者又は代理人が二つ以上の入札をした場合
- (7) 代理人が委任状を提出しないで入札した場合
- (8) その他の入札に関する条件に違反して入札した場合

8 落札者の決定方法

- (1) 本件委託業務に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であつて、岩手県会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により、作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

9 契約に関する事項

- (1) 契約書は、岩手県会計規則第100条の規定に基づく積算価格を算定の基礎とし、落札価格の金額をもって当該業務の契約金額として作成する。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結日までに納付しなければならない。
ただし、岩手県会計規則第112条に該当する場合、履行契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。

10 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関する費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札等に関する問い合わせ先

〒029-4501 岩手県胆沢郡金ヶ崎町六原蟹子沢 14
岩手県立農業大学校事務局庶務担当
電話 0197-43-2211